

事 務 連 絡

平成 2 9 年 6 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

情報連携開始に向けた本番用副本登録について（依頼）

日頃より、予防接種行政に適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

各地方公共団体におかれては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）に基づく情報連携の開始に向けて、本番用副本データの正確性（正本データとの一致）が担保されることが重要であることご理解の上、本番用副本登録作業を行っていただいていることと存じます。

今般、総務省より各府省宛に「地方公共団体の本番用副本登録の進捗状況の確認について（依頼）」（事務連絡）（別添参考 1）が発出され、情報連携の開始に向けて必要な本番用副本登録及び本番用副本の正確性の担保を実施するよう助言等を地方公共団体に対して行う旨依頼があったところです。

併せて、総務省より各都道府県宛に「情報連携開始に向けた留意事項等について（通知）」（別添参考 2）が発出され、情報連携の開始に向けた中間サーバー稼働状況に係るスケジュール等が示されたところです。

つきましては、上記のスケジュール等にご留意いただくとともに、各都道府県におかれましては、下記を踏まえたご対応をいただきますようお願いいたします。

記

各都道府県におかれては、貴都道府県から総務省・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に報告を行った貴都道府県並びに管内市町村（特別区を含む。）並びに情報連携を行う一部事務組合及び広域連合（後期高齢者医療広域連合を除く。）（以下「管内市町村等」という。）の副本登録の進捗状況を踏まえ、管内市町村等に対して、進捗状況に応じて副本登録の実施を促していただきますようお願いいたします。

○担当

厚生労働省健康局健康課予防接種室

連絡先：03-5253-1111（内線 2328）